

国立大学法人京都大学経営協議会規程等新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p><b>国立大学法人京都大学経営協議会規程</b> (平成16年達示第3号)</p>	
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 経営協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 総長</p> <p>(2) 総長が指名する理事</p> <p>(3) 国立大学法人京都大学（以下「法人」という。）の職員のうちから総長が指名するもの</p> <p>(4) 法人の役員又は職員以外の者のうちから総長が任命するもの</p> <p>2 前項第4号の委員の数は、経営協議会の委員の総数の2分の1とし、その数は、12名を標準とする。</p> <p>3 第1項第2号から第4号までの委員の指名又は任命に当たっては、あらかじめ教育研究評議会の意見を聴くものとする。</p> <p>4 第1項第3号及び第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、<u>補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>第1条</p> <p>第2条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4) (同 左)</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4 第1項第3号及び第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、<u>指名又は任命する総長の任期の終期を超えることはできない。</u></p> <p>5 <u>前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>
<p><b>京都大学企画委員会規程</b> (平成16年達示第64号)</p>	
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 将来構想担当の理事（以下「担当理事」という。）</p> <p>(2) 研究科長 4名</p> <p>(3) 研究所長又はセンター長 1名</p> <p>(4) 企画部長</p> <p>(5) その他総長が必要と認める者 3～8名</p> <p>2 前項第2号、第3号及び第5号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第2号、第3号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、<u>補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>第1条</p> <p>第2条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5) (同 左)</p> <p>2</p> <p>3 第1項第2号、第3号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、<u>担当理事の任期の終期を超えないものとする。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<b>京都大学施設整備委員会規程</b> (平成16年達示第65号)	
第1条 (略) 第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 施設担当の理事(以下「担当理事」という。) (2) 研究科長 4名 (3) 研究所長又はセンター長 1名 (4) 高等教育研究開発推進機構長、情報環境機構長及び図書館機構長 (5) 施設環境部長 (6) その他総長が必要と認める者 1～5名 2 前項第2号、第3号及び第6号の委員は、総長が委嘱する。 3 第1項第2号、第3号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、 <u>補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> (後 略)	第1条 } 第2条 } (1) } (2) } (3) } (同 左) (4) } (5) } (6) } 2 } 3 第1項第2号、第3号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、 <u>担当理事の任期の終期を超えないものとする。</u>
<b>京都大学財務委員会規程</b> (平成16年達示第66号)	
第1条 (略) 第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 財務担当の理事(以下「担当理事」という。) (2) 研究科長 4名 (3) 研究所長又はセンター長 1名 (4) 医学部附属病院長 (5) 財務部長 (6) その他総長が必要と認める者 2～7名 2 前項第2号、第3号及び第6号の委員は、総長が委嘱する。 3 第1項第2号、第3号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、 <u>補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 4 第1項の規定にかかわらず、第1条第1号に掲げる事項について審議を行うときは、必要に応じて、第1項第2号、第3号又は第6号の委員の数を増すことができる。 5 前項の規定による委員の任期は、第3項の規定にかかわらず、総長が定める。 (中 略) 第8条 委員会に関する事務は、財務部 <u>財務企画課</u> において処理する。 (後 略)	第1条 } 第2条 } (1) } (2) } (3) } (同 左) (4) } (5) } (6) } 2 } 3 第1項第2号、第3号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、 <u>担当理事の任期の終期を超えないものとする。</u> 4 } (同 左) 5 } 第8条 委員会に関する事務は、財務部 <u>財務課</u> において処理する。  附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。